

平成 27 年 3 月 20 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年3月20日(金) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	志村 忠昭	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	尾崎 忠義
11 番	渡邊美喜子	12 番	庄野 克宏
13 番	門 瀧雄	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、11番、渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、3月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会の結果報告について報告いたします。

平成27年3月11日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、議案第3号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）の制定について、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第7号多度津町行政組織条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第8号多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第9号多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第10号多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第13号多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第15号多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第16号多度津町立学校条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第32号平成26年度多度津町一般会計補正

予算（第5号）について、議案第33号平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について、議案第34号平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）について、議案第35号平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について、議案第36号平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について、議案第37号平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について、議案第38号平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第39号平成27年度多度津町一般会計予算について、議案第40号平成27年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、議案第41号平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算について、議案第42号平成27年度多度津町特別会計公共下水道予算について、議案第43号平成27年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、議案第44号平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について、議案第45号平成27年度多度津町水道事業会計予算について、議案第46号多度津町立多度津地区公民館の廃止について、議案第47号中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について、議案第48号丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更について。

審議結果として、議案第3号から議案第10号、議案第13号から議案第16号及び議案第32号から議案第48号について、委員、傍聴議員より。

1つ、議案第16号のように町名をアラビア数字から漢数字に改める必要のある条例及び規則はないのか。

1つ、福祉タクシー事業の繰り越しの取り扱いについて、平成26年度の補正で繰り越した分を平成27年度中の使用に支出しても会計上問題ないのか。

1つ、障害者システム改修委託料253万7,000円を計上しているが、改修を行う理由は何なのか。また、消防署の業務委託料1,064万円を計上しているが、どのような委託内容なのか。

1つ、総合福祉センター費の建設工事関連委託料316万7,000円は、福祉センターのエアコン設置に関するものなのか。また、総合福祉センター費の時間外管理委託料227万3,000円はどのような内容なのか。

1つ、オリーブ生産拡大推進事業補助費2,643万円はどのような補助金なのか。

1つ、社会福祉施設事業費の工事費2,098万円と労務費の工事費1,600万円はどのような内容の工事なのか。

1つ、多面的機能支払交付金事業費補助金890万5,000円の内容はどういったものなのか。

1つ、老朽危険空き家対策として除去費が国にあるが、町はどのようにするのか。

- 1つ、福祉センターのエアコン工事の詳細スケジュールは決まっているのか。また、住民への周知はどうするのか。
- 1つ、水産振興事業補助金 900 万円の出し方はどのようにしているのか。また、淡水は水産振興事業補助金の対象になっているのか。
- 1つ、給食センターの工事費 570 万円と業務用器具費 421 万 2,000 円は何に使用するのか。また、1 市 2 町の学校給食センターの進捗状況はどのようになっているのか。
- 1つ、崖地近接等危険住宅移転事業費 495 万 2,000 円の事業内容はどのようなものなのか。
- 1つ、法人住民税の傾向として、今現在どのような状況なのか。
- 1つ、多度津中学校の解体工事と躯体工事はどのように発注する予定なのか。
- 1つ、共同事業交付金が去年より 5 億円ほど増額計上しているが、その理由は何か。
- 1つ、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止による返還金はどこに繰り入れるのか。その他、多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 1つ、条例及び規則にある住民表示は住民課が決めた住居表示に変わっていると考えているが、再度確認する。
- 1つ、繰り越しの交付金について、新年度予算に計上されていないものは構わないということで内閣府の了解を得ており、福祉タクシー事業費を繰り越しても会計上問題はない。
- 1つ、障害者システム改修はマイナンバー制度導入によるものである。消防費の業務委託料 1,064 万円の内容は、指定緊急避難所等調査業務と優先避難区域津波避難計画策定業務である。
- 1つ、総合福祉センター費の建設工事関連委託料は、福祉センターのエアコン設置に関するものである。また、総合福祉センター費の時間外管理委託料は、平日の 17 時から 21 時までと、土日祝日の間をシルバー人材センターに委託するものである。
- 1つ、オリーブ生産拡大推進事業費補助金は、耕作放棄地再生対策事業と関連して、オリーブの苗木の植栽や排水設備を整備する補助金である。
- 1つ、社会福祉施設事業費の工事費は、健康センターにある入浴施設の貯湯タンク及びボイラーと健康センター西側にある貯水槽の給水ポンプを新しく取りかえるものであり、労務費の工事費は青少年育成センターの外構工事である。
- 1つ、多面的機能支払交付金事業補助金は県からの補助金で、歳出には多面的機能支払交付金として計上しており、内容は農村地域の環境保全、維持補修などを行う町内 7 組織に対する交付金である。
- 1つ、老朽危険空き家対策については、27 年度に県に制度設計後町も取り組む

こととしており、検討中である。

1 つ、福祉センターのエアコン工事の詳細スケジュールは今現在決まっていない。決まり次第対応していきたい。

1 つ、水産振興事業補助金は、申請内容を精査した上で3漁協へ補助という形で行っている。淡水はこの水産振興事業補助金の対象になっていないが、状況を見て町が補助できるところは補助したいと思っている。

1 つ、給食センターの工事は、冷蔵庫等の電気容量が不足していたためトランスの取りかえを行うものである。業務用器具費は、冷凍庫と蒸気回転釜を購入するものである。1市2町の学校給食センターの進捗状況として、要望等は伝えるが、今後話し合いをする中で27年度中に結論が出せるように努力したい。

1 つ、崖地近接等危険住宅移転事業は、崖地に家があるが自己的に移転する場合、新たな住む家を購入する額の借入金利を補助するもので、過去4年間申請者がいないのが状況である。

1 つ、法人住民税の傾向として、昨年度決算で大きな税収があったが、今回の3月末では造船業合併の影響により昨年ほどの税収は厳しいと考えている。当初予算については、一部製造業が好調な感じを受けたが、造船関係の再編、法人住民税率改正の影響を含め、4,000万円ほど減額予算としている。

1 つ、多度津町中学校の解体工事と躯体工事は、工程上一体としての発注を考えている。

1 つ、共同事業交付金が増額計上しているのは、保険財源共同安定化事業の対象が30万円以上から1円以上の全ての医療費になったためである。

1 つ、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止による返還金は、学校教育施設等整備基金に充当する予定である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第3号から議案第10号、議案第13号から議案第16号、議案第32号から議案第45号、議案第47号及び議案第48号については委員会として原案を可決し、議案第46号については委員会として同意をした。

また、その他の執行部よりほかの2件の報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議のときにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、3月11日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、小川保君。

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

平成 27 年 3 月 11 日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、議案第 1 号多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）の制定について、議案第 2 号多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定について、議案第 11 号多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第 12 号多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第 17 号多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）の制定について、議案第 49 号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について。

審議結果、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 17 号及び議案第 49 号について、委員及び傍聴議員から、次のとおり意見、質問がありました。

香川県広域水道事業体設立準備協議会に参画することについて、説明会また住民の合意を得ることはしなかったのか。香川県広域水道事業体設立準備協議会の参画については十分協議し説明会を開催した上で住民の合意を取りつけるべきであるので、議案第 49 号については反対したい。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の参画について、水利権者へ説明する必要があるのではないか。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の委員に水利権者は入っているのか。

香川用水の配水計画において、どのぐらいの量が多度津町に来る予定なのか。渇水時において、北鴨浄水場を活用しないと多度津町の水を賄うことができないのではないか。

災害や事故が発生した場合、速やかに水の復旧ができる体制が大切なので、そのことを準備協議会で説明すべきでないか。

広域化になった場合、事故が発生したときの対応はどのようになるのか。

水利関係者に説明したときの反応及び意見はどうであったか。

香川県広域水道事業体設立準備協議会で決定した内容に対し水利組合等が反対した場合、どのように対応するつもりなのか。

その他、多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

議員は町民の代表者であり、去年の 12 月末という条件の中、全員協議会で理解をいただいて決断したので問題ないと思っている。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の参画について、水利権者へ参画に関しての状況説明は行っている。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の委員は関係団体の長を充てることにな

っており、水利権者は入っていない。監事として関係団体の職員を充てることになっている。

広域になった場合、検討協議会の取りまとめによると、多度津町に来る香川用水の割合は、通常時 19%、渇水時は 2%になる予定である。

検討協議会の中では、北嶋の深井戸の水を平淵浄水場へ送水し、平淵浄水場を改修して全量浄水する計画計画であるが、水質の違いにより同時に浄水することが難しいことは県に提言している。今後準備協議会の中で多度津町の施設の有効利用を進めていきたい。

災害や事故が発生した場合における速やかな水の復旧に関しては、準備協議会の中でしっかり提言していきたい。

広域化になればサービスステーションに職員が派遣され、管理委託業者等が対応する形になると思われる。

水利関係者には参加を決定していない初期段階で方向性について主な方々に個々に説明したが、その中で反対は受けていない。

準備協議会で決定したことに対し反対されないように説明し、水利組合等にお世話になっている分は継続してお返しをしなければならないと思っている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 11 号、議案第 12 号及び議案第 17 号については委員会として原案を可決し、議案第 49 号については、採決の結果、委員会として原案を可決した。

また、そのほかとして、執行部より外 3 件の報告がありました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議のときにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、同じく 3 月 11 日に開催されました総務教育・建設産業民生連合審査会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

総務教育・建設産業民生常任委員会の連合審査会結果報告について報告いたします。

平成 27 年 3 月 11 日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会の連合審査会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項、議案第 18 号多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第 19 号多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第 20 号多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議

案第 21 号多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、議案第 22 号多度津町パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定について、議案第 23 号多度津町都市公園の指定管理者の指定について、議案第 24 号多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第 25 号多度津町町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第 26 号多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第 27 号多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第 28 号多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定について、議案第 29 号多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定について、議案第 30 号多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第 31 号多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について。

審議結果、議案第 18 号から議案第 31 号について、委員より。

1 つ、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の使用状況はどうなっているのか。また、委託料はどれくらいか。

1 つ、今現在多度津町パークアンドライド駐車場を公益財団法人多度津町文化体育振興事業団に委託しているが、委託に至る経緯はあるのか。

1 つ、指定管理者に関する議案を指定期間の差し迫った 3 月定例会に提案するとは本来的なものなのか。

1 つ、多度津町立水泳プールの利用時間を延長することはできないのか。

1 つ、高見島研修センターの管理はどのようにしているのか。

その他、多くの意見、要望があり、それに対し執行部より、

1 つ、多度津町予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の利用状況としては低く、十分とは言えない状態である。また、委託料は 130 万円ほどである。

1 つ、多度津町パークアンドライド駐車場の委託に至る経緯として、当初財団の運営が厳しい状態であったため、指定管理者制度導入により運営がよくなるのではないかとということで財団を指定管理者に指定したものである。今後は、過去に断念した経緯のあるシルバー人材センターへの委託も視野に入れて検討したいと考えている。

1 つ、指定管理者に関する議案の提出時期は、過去の経緯を踏まえ、前段の行財政改革特別委員会で指定管理者指定の了承を得た上で、公募せずに継続的に行う方法をとっている。

1 つ、多度津町立水泳プールの利用時間を延長することにおいて、人員をふやしたら延長は可能になると思うが、指定管理料がふえるため、今後財団と相談し要望を聞いた上で検討していきたい。

1 つ、高見島研修センターについては、常駐の職員がいないため財団がシルバー人材センターに委託し整備してもらっていたが、今後は多度津町教育委員会が直営で管理していくことを念頭に入れ、今年 9 月ごろまでに検証し、平成 28

年度からどうするか考えていきたい。

以上のような答弁があり、議案第 18 号から議案第 31 号について、審議の結果、本連合審査会として原案を可決いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議のときにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

日程第 3、議案第 1 号、多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 1 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4、議案第 2 号、多度津町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第2号についてを採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。  
    (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

    ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
日程第5、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)の制定についてを議題といたします。  
これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
    (「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

    質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

議員(尾崎 忠義)

    10番、尾崎忠義でございます。  
私は、平成27年第1回多度津町議会定例会におきまして、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)の制定について、次の点で反対討論をいたします。  
これからの教育委員会制度が大きく変えられ、多度津町の教育委員会を大きく再編する本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により教育委員会の委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を設置し、その職務についての必要な事項を定めるものであります。そもそも教育委員会は、国や首長から独立した行政組織である点に最大の特徴があります。  
ところが、今回の法改定により、教育委員長をなくし自治体幹部である教育長に教育委員長の役割も与えることにより、文字どおり教育委員会のトップに据えられます。  
教育長は、今は教育委員会が任命し罷免もできますが、今後は首長が議会の同意を得て任命するようになります。  
また、教育委員会は、教育長に対する指揮、監督の権限も奪われてしまいます。これらは教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の自治体幹部である教育長の支配下に置きます。  
そのため、教育委員会の独立性は大きく損なわれてしまいます。

さらに、今後は教育に関する大綱を首長が策定することとなります。  
この大綱は政府の教育振興計画の基本的な方針を参酌してつくられますが、教育委員も教育長も大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならぬなどとされ、大綱を教育委員会に具体化させることとなります。  
また、例えば首長が大綱に学校統廃合を進める、愛国心教育を推進するなど、どのような内容でも盛り込むことができるようになり、教育内容が首長と教育長の意向により左右されることが懸念されます。  
ところで、教育とは、子供の成長、発達のための文化的な営みであり、教員と子供との人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が欠かせません。  
何をどう教えるかは関係する学問や教育学に基づく必要があるため、憲法のもとでは、政治権力による教育内容の介入、支配は厳しく戒められております。  
ところが、今回の条例改正により、国や首長が露骨に教育内容に介入する仕組みとなり、憲法に保障された教育の自由と自主性が侵害されてしまいます。  
教育委員会は政治的介入から教育の自由と自主性を守り、憲法と子どもの権利条約の立場に立った施策見解が求められてまいります。  
さらに、教育委員は、保護者、子供、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施設をチェックし改善するとともに、会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、役割が実際に果たせる体制が必要でございます。  
以上、述べた理由により、本条例案に反対を表明して討論いたします。  
以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第1回多度津町議会定例会におきまして、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、次の点で反対討論をいたします。

本条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例として提案されており、教育委員会委員長の報酬年額22万8,000円を削除、教育委員会委員の報酬年額19万7,000円をそのままにして改めるものであります。

本条例は、議案第3号でも述べましたように、今回の法改定により教育委員長をなくす前提での条例改定でありますので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第7号、多度津町行政組織条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第8号、多度津町コンプライアンス条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第9号、多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12、議案第10号、多度津町工場等誘致条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13、議案第11号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 11 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 14、議案第 12 号、多度津町介護保険条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 12 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 15、議案第 13 号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 15 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 18、議案第 16 号、多度津町立学校条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 16 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 19、議案第 17 号、多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 17 号についてを採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採択権が付与されております。私も採決に加わることとなりますので、ご了承を願います。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 20、議案第 18 号、多度津町児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 18 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に可決することに決定いたしました。

日程第 21、議案第 19 号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 19 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 22、議案第 20 号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 20 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 23、議案第 21 号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 21 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 24、議案第 22 号、多度津町パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 22 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 25、議案第 23 号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 23 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 26、議案第 24 号、多度津町公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 24 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 27、議案第 25 号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 25 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 28、議案第 26 号、多度津町立資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 26 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 29、議案第 27 号、多度津町民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 27 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 30、議案第 28 号、多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 28 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 31、議案第 29 号、多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 29 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 32、議案第 30 号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 30 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 33、議案第 31 号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 31 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 34、議案第 32 号、平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 32 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 35、議案第 33 号、平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 33 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 36、議案第 34 号、平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 34 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 37、議案第 35 号、平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 35 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 38、議案第 36 号、平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第 3 号)についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 36 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 39、議案第 37 号、平成 26 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 37 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 40、議案第 38 号、平成 26 年度多度津町水道事業会計補正予算(第 3 号)についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 38 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 41、議案第 39 号、平成 27 年度多度津町一般会計予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員 (尾崎 忠義)

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 1 回多度津町議会定例会におきまして、議案第 39 号、平成 27 年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対をいたします。

款 1. 議会費、香川人権研究所団体会費 2 万円、款 3. 民生費、人権同和施策事業費 392 万円、款 10. 教育費、人権同和教育事業費 219 万 3,000 円、計 613 万 3,000 円でございます。

1969 年同和对策事業特別措置法が施行されてから 33 年、2002 年 3 月末に地対財特法が失効して 13 年が経過したにもかかわらず、今なお完全終結に至らないで、不公正な 613 万 3,000 円の予算を計上しております。

これは、基本的に同和行政、同和教育行政の継続を前提にしたもので、行政をゆがめるものであり、法的にも行政的にも、多度津町には同和地区はないのに人権教育として同和施策推進とし、多くの町民や保護者の願いに逆行するものとなっております。

同和行政はどんなに上手に行っても不信感を生みます。

まして、法律も失効してないのに特別なことを続ければ変な意識をつくります。だからこそ、一刻も早く同和施策事業は終了しなければなりません。

また、行政と運動との区別をすべきで、結果的に逆差別を広げていくことになりかねません。

今地方行政の主体性の確立が問われており、同和行政、同和教育の終結、廃止をすれば同和問題の解決を大きく前進させることができ、こだわりも解消できることとなります。

したがって、議案第 39 号、平成 27 年度多度津町一般会計予算については、このような予算ではなく、1、町民の足を守る地域交通、生活交通としてのコミュニティーバスの運行、2、立てかえ払いなしでの子供の医療費を中学校卒業 15 歳まで窓口無料化とするなどの予算に回すべきであり、改善すべき点があるので、反対をいたします。

以上。

議長 (志村 忠昭)

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 39 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 42、議案第 40 号、平成 27 年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 40 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 43、議案第 41 号、平成 27 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 41 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 44、議案第 42 号、平成 27 年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 42 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 45、議案第 43 号、平成 27 年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 43 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 46、議案第 44 号、平成 27 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 44 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 47、議案第 45 号、平成 27 年度多度津町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 45 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 48、議案第 46 号、多度津町立多度津地区公民館の廃止についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 46 号についてを採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採択権が付与されております。

私も採決に加わることとなりますので、ご了承願います。

本案は委員長報告のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 49、議案第 47 号、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 47 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 50、議案第 48 号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 48 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 51、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 1 回多度津町議会定例会におきまして、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について、次の点で反対討論をいたします。

今、北鴨浄水場を廃止し、近くて安くておいしいきれいな水、これは主として地下水源のことでございます。

そして渇水期にも安定した供給源、町民の誇りとしての香川県下一の多度津のおいしい独自水源地下水が危うくなっており、遠くて高くてまずく汚れた水、これはダム水源でございますが、これに転換するために、企業団方式、都道府県水道への統合を国は全国的に進め、自治体に過大な受水料を押しつけたのが現在の水道事業財政の破綻を生み出した最大の原因となっております。

中でも、2001 年の水道法改正で事業統合が可能になったことを強調して、1、複数の水道事業による事業統合、2、経営管理の一本化、連携、施設の共同化、そしてそのために、3、共同委託化にまで言及し、巨大水道事業企業進出の道の露払いとなっております、そして水道広域化の 4 つの形態として、1、事業統合、2、経営の一本化、3、管理の一本化、4、施設の共同化を示しております。

厚生労働省は、2004 年（平成 16 年）6 月、水道ビジョンを策定し、運営基盤強化を図る重要な施策の一つとして、管理の一体化、事業統合、共同経営等の多様な形態の広域化を進める新たな概念の広域化の推進を打ち出し、2013 年度を政策目標としました。

そして、それをベースに、2005 年の水道課長通知、地域水道ビジョンの作成についてにつき、2008 年の課長通知、広域的水道整備計画及び水道整備基本構想についての中で、都道府県や水道事業者等が地域水道ビジョンを作成することを求めました。

それと並行して、水道広域化検討の手引きの作成を社団法人日本水道協会に依頼し、3 カ年かけてモデル地域を設定、調査検討したものを発表したわけであり

ます。それをもとに、2008 年 8 月、厚生労働省水道計画指導室が水道広域化検討の手引き、いわゆる水道ビジョン推進のためにを提示し、これを案内書として、各都道府県地方水道事業者が地域水道ビジョンの具体化を一層推進するように求めています。

我が多度津町では、これらに基づき、2009年（平成21年）3月に多度津町水道ビジョンを作成しております。

手引きでは、これまでの成果と課題の取りまとめで、これまでの水道広域化の目的である水源の確保、つまり水源開発でございますが、ほぼ達成された。

しかし、用水供給事業で取水、送水施設の集約化が不十分である。全国的にまだ規模の小さな事業が多く、管理の徹底、能率的経営は未達成であるとして、新しい広域化の必要性を強調しております。

現在の地方水道事業財政の困難な状況をつくり出してきた過大な水需要予測に基づく巨大ダム建設、水源開発の名のもとに強引に広域化を進め、新たな水道広域化を目指し、水道運営基盤の強化の一つの方策として、管理の一体化や事業統合、共同経営等の多様な形態の広域化を進め、技術、経営両面の基盤強化が必要と強調しております。

また、水道の現況と今後の見通しでは、水道を取り巻く環境の変化として、1、人口減少に伴う給水収益の減少、2、水質悪化への対策、環境保全などより高度な管理が必要であること、3、技術職員数の大幅な減少に対する対策と確保、育成などを指摘しているだけで、引き続き巨大ダム建設と水源不足などの対策、根本的な点での問題解明は一切ありません。

厚生労働省の手引きは、既に破綻している水道広域化を新たな水道広域化計画などと化粧直しして地方水道事業に押しつけ、管理、運営の広域化、統合を進めようとするものです。

独自水源からダム水源への転換を押しつけて、地方水道事業の自治権を奪い、国民に多大な負担をもたらしてきた路線の分析も反省も全くありません。

これでは今日の水道事業が直面している困難を解決できないばかりか、一層の事業統合によりさらに国民から水道事業を遠ざけ、地方水道事業の自治権を奪い、受益者負担、つまり料金値上げでございますが、これらを増大させ、巨大水道事業企業へ売り渡す道につながる懸念があります。

また、地下水イコール独自水源の役割については、地下水は、夏は冷たくて冬は温かいおいしい水、近くて安い水という役割だけでなく、渇水期に安定して供給可能な水でもあります。

平成6年大渇水時に、他市町が給水制限や断水、これは一部断水または夜間断水したにもかかわらず、基本的に我が多度津町ではありませんでした。

また、1944年（昭和18年）の戦後最大級の渇水の際の状況では、渇水被害の顕著な地域の水道はダムや広域水道への依存度が一般に大きいこと、それは加入する広域水道、用水供給事業体と申しますが、これからの配水量の減少に起因するもので、地下水など比較的安定した独自水源を持つ自治体では多くがこの深刻な渇水被害を回避することができたこと、そして小規模分散型の独自

水源の復活、掘り起こしの重要性を指摘しています。

また、地下水などの独自水源は地域古来の重要な水源であり、地域の独自水源を見直すことは、現在の自治体の水道事業健全化の課題を解決する上で重要な課題でもあります。

加えて、元来地方自治権の象徴的な存在であった水の自治権の確立という点でも、今日的に政治的に大きな意義を持つものでもあります。

したがって、私は、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について、また 3 月 11 日の建設産業民生常任委員会報告資料、広域水道事業今後の予定についての広域水道事業体の設立に関する基本協定書の調印が予定されておりますが、これらの県の事業計画は北鴨の浄水場の廃止など独自水源の縮小を当初掲げており、また関係団体の浄水場、水源施設などを再編整備することとするなども第 8 条に掲げておりますが、町民財産である町営水道の将来をたどつ広報にも掲載しないで、町民不在で進めることはやめるべきでございます。

また、100%町民が加入している、命の水である水道事業の全県一本化計画は、災害、防災、渇水対策にも逆行しておりますし、将来的には民営化に道を開くものであり、町の水道事業への関与を否定するものとなりかねません。

したがって、町民生活に重大な影響を及ぼす問題なのに町民への情報提供や意見聴取を行わないまま決められようとしており、この重要な案件を一方的に議会だけで議決をするのではなく、住民説明会を開き住民合意を取りつけるべきでございます。

以上のことから、議案第 49 号、香川県広域水道事業体の設立準備協議会の設置については、規約でも水道事業管理者である香川県知事、各市町長のみ的人员で組織されており、有識者、水道工事者、水利権者、水道利用者などの代表者を全く入れておらず、問題であるので反対をいたします。

最後に、全議員の皆さんに訴えます。

ダム水源である香川用水では地元酒造会社の銘酒がつかれないことは明白であり、今回広域化、民営化を議会として承認、議決すれば、今後子孫代々まで禍根と後悔、多度津の水の歴史に汚点を残すことになり、今議会できっぱりと否決することを訴えます。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ほかにありませんか。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、議案第49号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての議案に反対の立場で討論をいたします。

昨年開催されました全員協議会での説明は、準備協議会へ全市町が参画することを前提とし、料金のこと、あるいは浄水施設のあり方など、種々検討が進められたと理解をいたしております。

当初は施設についても相当縮小との意見もあったようですが、災害時にも対応できる水源の確保のことも考慮し、本町においては平淵浄水場を存続することとなったようです。

加えて、北鴨浄水場は廃止をし、原水を平淵まで送水し浄水する旨の計画となったと聞いております。

本町は、現在1日約9,000トン前後の水道水を必要といたしております。

これまでは、県水は約40%、3,600トンを活用しつつ、残り5,400トンは自己水源により対応をしていたこととなります。

事業団化となった後の配水計画は19%とお聞きをしました。

約2割ですので、県水が1,800トン、自己水源は7,200トンの確保が必要となります。

自己水源の確保量は増大するものです。

平淵浄水場の処理能力は、1日約8,000トンが可能な施設と伺っております。

つまり、事前の打合会でのお考えは、送水管により送水された北鴨深井戸の原水及び平淵の浅井戸の水により自己水源を確保しなさいとの計画と受けとめております。

このことを考えますと、今まで以上に北鴨深井戸の水源がさらに重要となってまいります。

しかしながら今少しお尋ねいたしますと、北鴨深井戸水と平淵浅井戸の水は水質が異なることから平淵の施設での浄水はできないとの説明もいただきました。住民の命の源の水道水は大切なものです。

いつでも安心して飲むことができることが重要なことは申し上げるまでもありません。

今急がなければならないことは、北鴨浄水場の改修、改築と考えます。

また、不参画となる自治体が出てきたことにより、大きく変更となる事柄が幾つか考えられます。

これまでに打ち合わせをされた内容は、全市町が参画することを前提としての検討であります。

これまでの説明では、準備協議会設立後に今後のことを協議する旨の説明があ

りました。

何か妙な感じがします。

枠組みが新たになったことから、再度関係団体で料金のことや施設のことも含めて協議を再出発すべきと考えます。

そこで協議された内容に基づいての条例提案、設置に関する議決の提案となるべきものと考えています。

現在示されました報告はあくまで全市町が参画をすることを前提としたものであり、新たな枠組みの資料が示されていない現状で判断を求めることは拙速と考えます。

全体的なシミュレーションが見えない段階での提案であり、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての議案に反対をするものです。以上です。

議長（志村 忠昭）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 49 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 52、議員提出議案第 1 号、多度津町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

案文はお手元に配付のとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第53、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました議案は全部終了いたしました。

これにて平成27年第1回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、またご協力、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前10時39分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

平成 27 年 3 月 20 日  
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記